

宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月24日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市条例第31号

宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

第1条 宍粟市議会議員政治倫理条例（平成24年宍粟市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前	改正後
<p>（議員及び市民等の責務）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 事業者（<u>個人が経営又は運営しているものを含む。</u>以下同じ。）は、自己又は特定の者の利益を図るために、議員に対し、次条に定める政治倫理基準に反することとなる行為を求めてはならない。</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項において同じ。）が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの<u>下請け工事</u>並びに地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理の<u>指定</u>（以下これらを「請負契約等」という。）に関して特定の<u>業者</u>を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p>	<p>（議員及び市民等の責務）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 事業者（<u>経済活動を行っている個人、法人及び団体をいう。</u>以下同じ。）は、自己又は特定の者の利益を図るために、議員に対し、次条に定める政治倫理基準に反することとなる行為を求めてはならない。</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。第4条第1項において同じ。）が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの<u>下請け工事</u>（以下これらを「請負契約等」という。）<u>並びに</u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理の<u>指定</u>に関して特定の<u>事業者</u>を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p>

改正前	改正後
<p>[(4)・(5) 略]</p> <p>(6) 政治活動に関して<u>企業、団体等</u>から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様とする。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(請負契約等の辞退)</u></p> <p>第4条 議員が役員をし、若しくは実質的に経営に携わっている事業者又は議員の配偶者及び1親等の親族が経営する事業者は、<u>法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、請負契約等を辞退し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。ただし、規程に定める少額の契約又は災害等で緊急を要するとき、若しくは請負契約等の締結を辞退することにより、市の行政執行に著しい支障がある場合はこの限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する「<u>実質的に経営に携わっている事業者</u>」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの三分の一以上を出資している<u>法人等</u></p> <p>(2) 議員が年間300万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受受している<u>法人等</u></p> <p>(3) 議員がその経営方針又は重要な取引に関与している<u>法人等</u></p> <p>3 <u>前2項の規定に該当する議員は、市民に疑惑の念を生じさせないため、責任をもって関係事業者の請負等の辞退届を提出しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の辞退届は、当該議員の任期開始の日から30日以内に、議員の任期中に第1項の規定に該当することとなった場合はその日から30日以内に議長に提出するものとする。</u></p>	<p>[(4)・(5) 略]</p> <p>(6) 政治活動に関して<u>事業者及び各種団体</u>から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、後援団体についても同様とする。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(市に対する請負契約等に関する遵守事項)</u></p> <p>第4条 <u>法第92条の2の規定に基づき各会計年度において支払を受ける請負（同条に規定する請負をいう。）の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額以下で市に対し当該請負をする者又はその支配人に該当する議員、議員が役員をし、又は実質的に経営に携わっている法人若しくは団体並びに議員の配偶者及び1親等の親族が経営する法人又は団体は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対し請負契約等を締結するにあたり、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。</u></p> <p>2 前項に規定する「<u>実質的に経営に携わっている法人若しくは団体</u>」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの三分の一以上を出資している<u>法人又は団体</u></p> <p>(2) 議員が年間300万円以上の報酬（顧問料等その名目を問わない。）を受受している<u>法人又は団体</u></p> <p>(3) 議員がその経営方針又は重要な取引に関与している<u>法人又は団体</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

改正前	改正後
<p>5 議長は、辞退届を受け取ったときは、速やかに公表しなければならない。 (兼業報告書の提出)</p> <p>第5条 議員は、宍粟市契約規則（平成17年宍粟市規則第41号）第5条の規定による入札参加資格者名簿に登載されている事業者の役員に就いている場合には、報酬の有無を問わず、当該事業者の名称及び住所並びに当該職名（当該事業者に出資しているときは当該事業者の全出資金等に占める出資の割合を含む。）を記載した兼業報告書を議員の任期開始の日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(政治倫理審査会の設置)</p> <p>第6条 政治倫理に関する事項の調査、審議その他の処理を行うため、市議会に法第109条第1項に規定する特別委員会として宍粟市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 (審査会の職務)</p> <p>第7条 審査会は次に掲げる職務を行う。 (1) 次条に定める市民又は議員の調査請求について必要な調査を行い、意見書を議長に提出すること。 (2) その他この条例による政治倫理の確立を図るため、議長から諮問を受けた事項について調査し、答申し、勧告し、又は建議すること。 (市民等の調査請求権)</p> <p>第8条 市民又は議員は、議員について次の各号に掲げる事由があるときは、市民にあつては、法第18条に定める選挙権を有する者10人以上の連署をもつ</p>	<p>[削除]</p> <p>(兼業報告書の提出)</p> <p>第5条 議員は、宍粟市契約規則（平成17年宍粟市規則第41号）第5条の規定による入札参加資格者名簿に登載されている事業者（個人を除く。この項において同じ。）の役員に就いている場合又は自身が個人事業主として当該名簿に登載されている場合には、報酬の有無を問わず、当該事業者等の名称及び住所並びに当該職名（当該事業者に出資しているときは当該事業者の全出資金等に占める出資の割合を含む。）を記載した兼業報告書を議員の任期開始の日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。ただし、任期途中において入札参加資格者名簿に登載された場合には、登載された日から起算して30日以内に議長へ兼業報告書を提出するものとする。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>(市民等の調査請求権)</p> <p>第6条 市民又は議員は、議員について次の各号に掲げる事由があるときは、市民にあつては、法第18条に定める選挙権を有する者10人以上の連署をもつ</p>

改正前	改正後
<p>て、議員にあっては議員定数の8分の1以上の連署をもって、その代表者から、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 第4条に定める<u>請負契約等の辞退</u>に違反する疑いがあるとき。</p> <p>(3) 第5条に定める兼業報告書等に疑義があるとき。</p> <p><u>2 前項の規定により調査の請求を受けたときは、議長は、調査について審査会に諮問しなければならない。</u></p> <p>[追加]</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第9条</u> 審査会は、議長から<u>諮問</u>を受けた事項の調査のため必要があると認めるときは、審査の対象となった議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>調査請求が行われた場合、調査</u>に当たって必要があると認めるときは、政治倫理の確立のための宍粟市長の資産等の公開に関する条例（平成17年宍粟市条例第227号）の規定を準用し、審査の対象となった議員に対し資産等報告書の提出を求めることができる。</p> <p>(議員の協力義務)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>て、議員にあっては議員定数の8分の1以上の連署をもって、その代表者から、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 第4条に定める<u>遵守事項</u>に違反する疑いがあるとき。</p> <p>(3) <u>前条</u>に定める兼業報告書等に疑義があるとき。</p> <p>[削除]</p> <p><u>(政治倫理審査会の設置等)</u></p> <p><u>第7条</u> 議長は、前条の規定による有効な調査の請求があったときは、これを審査するため、市議会に法第109条第1項に規定する特別委員会として宍粟市議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会に対し調査及び審査を求めるものとする。</p> <p><u>2 審査会は、委員8人以内をもって組織し、当該委員は、議員のうちから議長が指名する。</u></p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第8条</u> 審査会は、議長から<u>調査及び審査の求め</u>を受けた事項の調査のため必要があると認めるときは、審査の対象となった議員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、<u>調査及び審査</u>に当たって必要があると認めるときは、政治倫理の確立のための宍粟市長の資産等の公開に関する条例（平成17年宍粟市条例第227号）の規定を準用し、審査の対象となった議員に対し資産等報告書の提出を求めることができる。</p> <p>(議員の協力義務)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(釈明機会の付与)</p> <p><u>第11条</u> [略]</p> <p>(意見書の提出等)</p> <p><u>第12条</u> 審査会は、<u>第8条</u>の規定により<u>調査を求められた</u>ときは、<u>調査を求められた</u>日から90日以内に<u>調査結果</u>について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(収賄罪等宣告後における釈明)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(収賄罪等確定後の措置)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p>	<p>(釈明機会の付与)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>(意見書の提出等)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、<u>第7条</u>の規定により議長から<u>調査及び審査の求めを受けた</u>ときは、<u>当該求めを受けた</u>日から90日以内に<u>調査及び審査結果</u>について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>[2 略]</p> <p>(収賄罪等宣告後における釈明)</p> <p><u>第12条</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(収賄罪等確定後の措置)</p> <p><u>第13条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。</p>	

第2条 宍粟市議会議員政治倫理条例の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 市(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。<u>第4条第1項</u>において同じ。)が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの下請け工事(以下これらを「請負契約等」とい</p>	<p>(政治倫理基準)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 市(市が設立した公社並びに市が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人、株式会社及び有限会社を含む。<u>第4条第1項及び第5条第1項</u>において同じ。)が行う工事の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約又はこれらの下請け工事(以下これらを「請</p>

改正前	改正後
<p>う。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理の指定に関して特定の<u>事業者</u>を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p>	<p>負契約等」という。)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理の指定に関して特定の<u>事業者</u>を推薦、紹介する等有利な取り計らいをしないこと。</p>
<p>[(4)~(6) 略]</p>	<p>[(4)~(6) 略]</p>
<p>[2 略]</p>	<p>[2 略]</p>
<p>(市に対する請負契約等に関する遵守事項)</p>	<p>(市に対する請負契約等に関する遵守事項)</p>
<p>第4条 法第92条の2の規定に基づき各会計年度において支払を受ける請負(同条に規定する請負をいう。)の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下で市に対し当該請負をする者又はその支配人に該当する議員、議員が役員をし、又は実質的に経営に携わっている法人若しくは団体並びに議員の配偶者及び1親等の親族が経営する法人又は<u>団体</u>は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対し請負契約等を締結するにあたり、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。</p>	<p>第4条 法第92条の2の規定に基づき各会計年度において支払を受ける請負(同条に規定する請負をいう。)の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2に規定する額以下で市に対し当該請負をする者又はその支配人に該当する議員、議員が役員をし、又は実質的に経営に携わっている法人若しくは団体並びに議員の配偶者及び1親等の親族が経営する法人又は<u>団体</u>(以下次条第1項において「報告対象者」という。)は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対し請負契約等を締結するにあたり、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。</p>
<p>[2 略]</p>	<p>[2 略]</p>
<p>[追加]</p>	<p><u>(請負状況等報告及び公表)</u></p>
<p></p>	<p>第5条 <u>議員は、毎年6月1日から同月30日までの間に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第1号オにおいて同じ。)における報告対象者の市に対する請負契約等(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>請負契約等ごとに、それぞれ次に掲げる事項</u></p> <p>ア <u>受注者及び発注者の名称</u></p> <p>イ <u>請負の対象とする役務、物件等</u></p> <p>ウ <u>契約締結日</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>[追加]</p> <p>(兼業報告書の提出)</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(市民等の調査請求権)</p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(政治倫理審査会の設置等)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(議員の協力義務)</p>	<p><u>エ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）</u></p> <p><u>オ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額</u></p> <p><u>(2) 前号オに掲げる総額の合計額</u></p> <p><u>2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 議長は、第1項の規定による報告（前項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。</u> <u>(報告等の保存及び閲覧)</u></p> <p><u>第6条 前条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</u></p> <p><u>2 何人も議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧を請求することができる。</u></p> <p>(兼業報告書の提出)</p> <p><u>第7条</u> [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>(市民等の調査請求権)</p> <p><u>第8条</u> [略]</p> <p>(政治倫理審査会の設置等)</p> <p><u>第9条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第10条</u> [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(議員の協力義務)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第9条</u> [略] [2 略] (釈明機会の付与)</p> <p><u>第10条</u> [略] (意見書の提出等)</p> <p><u>第11条</u> 審査会は、<u>第7条</u>の規定により議長から調査及び審査の求めを受けたときは、当該求めを受けた日から90日以内に調査及び審査結果について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。 [2 略] (収賄罪等宣告後における釈明)</p> <p><u>第12条</u> [略] [2・3 略] (収賄罪等確定後の措置)</p> <p><u>第13条</u> [略] (委任)</p> <p><u>第14条</u> [略]</p>	<p><u>第11条</u> [略] [2 略] (釈明機会の付与)</p> <p><u>第12条</u> [略] (意見書の提出等)</p> <p><u>第13条</u> 審査会は、<u>第9条</u>の規定により議長から調査及び審査の求めを受けたときは、当該求めを受けた日から90日以内に調査及び審査結果について意見書を作成し、議長に提出しなければならない。 [2 略] (収賄罪等宣告後における釈明)</p> <p><u>第14条</u> [略] [2・3 略] (収賄罪等確定後の措置)</p> <p><u>第15条</u> [略] (委任)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条による改正後の宍粟市議会議員政治倫理条例第5条及び第6条の規定は、公布日以降に契約を締結する市に対する請負契約等に係る報告及び訂正並びに当該報告及び訂正の保存及び閲覧の請求について適用する。